

節会相撲考

山田知子

はじめに

我が国の相撲の歴史は古く、文献にみるかぎりでもすでに『日本書紀』の垂仁紀にみえ、その後もしばしば朝廷で行なわれていたことが記されている。

聖武天皇の頃よりは、七月七日の節会の行事として行なわれはじめ、平安時代に入って恒例の行事となり、「相撲節会」と称されていた。

先年、私は相撲の起源について考察し、相撲は、もとは力強い足踏やあたかも敵に対抗するような動作を行う素舞であり、共同体の生活をおびやかすさまざまな災禍の原因になりやすい悪霊や死者の荒魂を踏み鎮め、境外に追い払う呪術より発生し、力強く、勇壮な動作であればあるほど

大きな神の恩寵が受けられるという信仰から、力競べをするようになって競技化されたものであるとのべてきた^①。

相撲が、朝廷の節日におこなわれるようになったのも、こうした相撲の民俗を基底とする悪魔ばらいの儀礼であったと思われる。

節会の相撲は、承安四年(一一七四)まで、約三百数十年にわたってつづけられ、その間に、次第に朝廷の儀式にふさわしい形式や作法が整えられていったようである。

現代の相撲の形式や礼儀作法は、ほとんどこの節会の相撲儀式に基づくものであると伝承されている。

相撲節は、八百余年も昔に廃絶してしまっただけとはいえず、この行事に関する史料は断片的ではあるが、『続日本紀』をはじめ『類聚国史』『三代実録』等の公式記録や、『小

右記』『長秋記』などの公卿の日記、あるいは『内裏式』『江家次第』といった儀式書や『宇津保物語』のような文学や『古今著聞集』『今昔物語』などの説話集等、多方面にわたる文献に記載されており、その盛衰の一端をうかがうことができる。

ここでは特に、節会儀式としての相撲の形式や作法について記された『内裏式』をはじめとする儀式を中心に、節会の相撲儀式とはどのようなものであったかを考察してみたい。

一

力の強いものを探し求めて、朝廷に召し、相撲を行なわせたことは、『日本書紀』垂仁記の相撲の話にもみえていゝる。この時は、「強_レ力以能_レ角申_レ鉤」の当麻蹶速に対し、彼を「亦跡_二折其腰_一而殺之」とある剛力、野見宿禰が出雲より召されたと記されている。この時、使者として遣わされたという倭直祖長尾市は、崇神記の七年十一月の条に「又以_二長尾市_一為_レ祭_二倭大国魂神之主_一。」とあるので、倭地方を支配する豪族でもあったのであろう。

ここに記される相撲が、朝廷における宗教行事としておこなわれたものであることは、すでに考察して来たところ

である。

朝廷の節会が、もとは宴の行なわれる日であったことは、山中裕氏が『平安朝の年中行事』^⑤において「特別な物をこしらえて食う恒例の晴の日」であり、「これが文献の上に見える宴である」とのべておられる。相撲が、この節日に行なわれるようになったところをみると、この節日の宴は、宗教行事として行なわれて来た宴であったにちがいない。

節会の相撲では、ひろく諸国に相撲人が求められている。

『続日本紀』^④神龜五年(七二八)四月二十五日の条には、「諸国郡司等 部下有_二騎射相撲及膂力者_一輒給_二王公郷相之宅_一(中略)若有_レ違者 国司追_二奪位記_一仍解_二見任_一郡司先加_二決罰_一准_レ勅解却」というきびしい勅命が記されており、『万葉集』^⑥には、相撲人を連れて都に登る郡司国司等の使者を「コトリツカイ」(部領使)と称していたことがみえている。

しかし、実際には、諸国より貢進される相撲人は数少なかったようで、大同五年(八一〇)七月九日には、「進_二膂力人_一者 常限_二六月二十日_一以前_一自_レ今以後、随_二得則進莫_一限_二期月_一又雖_二力不_一超_二衆_一、而解_二相撲_一者 兼令_二進_レ之」という勅命が出されている。

この膂力者や相撲人の貢進について、従来競技史の立場

からは、軍事力の増強を目的としたものであると解されて来た。^⑦

しかし、これが節会の相撲のためになされたものであることは、弘仁三年(八二二)七月十三日に出された「太政官符」^⑧に

預_レ於宿衛_二相撲人者 供_レ節為_レ本 応_レ奉_二其 職 而
今前件等人任意去来既闕_二節事_一兼 怠_二宿衛_一理不_レ
合_レ然 深可_レ科責_一

とあることからあきらかたで、全国を対象に強剛のものをあつめて、天下国家の悪魔ばらいをさせることが、節会相撲の本義だったのである。

しかし、それでも郡司らの中には膂力者あるいは相撲人の貢進義務を怠るものが多かったとみえ、後には、左・右の近衛府の役人等が朝廷より派遣されるようになっていた。^⑨『江家次第』には、「先二・三月比、大将以下於_二陣座_一定_二相撲使事_一、関白大将、隨身陣官賭弓矢数者等為_レ使遣_二諸國七道_一召_二相撲人_一也」とあり、『宇治拾遺物語』^⑩には、門部の府生といふ舎人が、賭弓の折に抜群の成績であったので、「はてには相撲の使にくだりぬ。よき相撲どもおほく催し出ぬ。」と記されている。従って弓を射る行事のないときは、相撲使に立つものがおらず、「去年十月无_二弓場始_一之時、

无_二賭弓_一、无_二賭弓之時_一、无_二相撲節_一」であったという。^⑪

畿内をはじめ、七道諸國に相撲人を求める相撲使の旅は、困難をきわめたようで、なかには、『今昔物語』(巻二十七)に、東國に下った相撲使が、陸奥國から常陸國に抜ける山道で病に患り、「其ノ夜ノ宿ニテ寢死ニ死ケリ」^⑫とみえるように、途中で病に倒れたり死ぬものもあり、又役目を懈怠するものもあって、その人選にも苦労があったようである。例えば、『小右記』^⑬長和四年(一〇一五)五月二日の記事には、府生の亮範は「度々為_二相撲使_一也 無_二其勤_一毎度逃_二相撲人_一者也」と非難されており、三日の記事には、特に「丹波丹後但馬使は大過怠也、所_二咎仰_一無_レ所_レ避」と申すものが多かったので「至_二亮範_一除_二定文_一」ことになったとあり、又同じ三日の記事に、府生の奉良というものは、「衰老者難_レ向_二土佐_一欽 改_二定畿内紀伊等_一如何」等の議論があったと記されている。

こうして派遣された相撲使が、やっとの思いで探し求めた相撲人も、都に登る途中で死んでしまうことがあり、『宇津保物語』(初秋)には、「例のまうでくる男ども、あるは死に、あるは身の病など侍りて、さるついでのものども奉りあげて」と途中でみつけた相撲人を連れ戻ったとある。又折角連れて来た相撲人も極度に見劣りのする場合は、

「容体如_二蟠嶮_一不_二鼠貳_一徒以帰国者」と帰国させている。このように力の強いものを諸国より召し出して天下国家の悪魔を払う儀礼として、相撲をさせるところに節会相撲の本来の意味があったと思われるが、時代が進むと共に相撲は次第に娯楽化し、勝負のみに関心が集まるようになっていった。『長秋記』¹⁵の天永二年(一一二)八月十二日の記事には、「因幡白丁丸部貞成、具_二左府使_一参上間於_二七条大宮_一辺_二右使奪取了_一、其間左使被_二陵轢_一之由訴申」とあり、丸部貞成の兄貞宗と共に右方の相撲人であったが、左方が貞成を味方に入れようとして策を練り、貞成を右方に取られたと偽りの訴状を出したといった顛末が詳細にのべられており、一人の優秀な相撲人をめぐって左、右の相撲使の争奪戦が展開されるようになっていく。

二

諸国より召し出された相撲人は、いづれも剛力者ばかりであったが、その中でも序列があり、「占手」「垂髪」「総角」「最手」等の名称で呼ばれている。しかしこれらの名称が何時頃から使われていたのかはわからない。

占手は、『内裏式』¹⁷には、

先出_二占手_一用_二四尺以下小童_一前一日於_二内裏_一量_二長短_一

或有_下過_二四尺_一者_上当日不_二更令_一相撲_一以為_レ負とあり、一番最初に相撲をする人の名称で、『内裏式』が完成された弘仁十二年(八二二)頃には子供がこの役にあたっていたようである。

一般に占手は裏手で、最も抜きん出たものを表わす「最手」に対して、まったく反対の立場にあるもの、すなわち最も劣ったものと解されており、前日に身長を測定しているところをみると、身長によって強弱を判じたようにもみえる。しかし、和歌森太郎氏は、「子供達によるごく儀礼的な相撲である」といわれている。そういえば、防府市玉祖神社の占手神事は、その昔、神皇后が三韓征伐におもむかれる折、吉凶を手で占ったことに由来すると伝えられ、二人が足踏をし、最後に、両手をとり合って地面を叩く相撲がいまもおこなわれている。

『江家次第』には占手の名称は用いられていないが、『裏書云、一番 右許負事長暦元年(一〇三七)以後例云々』とあり、やはり一番の相撲は、儀礼的なものであったようである。

『西宮記』¹⁸に記されている「垂髪」「総角」等は、髪型によって年令をあらわす当時の風俗にもとづいて、相撲人の体力や技能の程度をあらわしたものであろう。

乱声左右毎負致立合之等垂髮総角二十番最手出「中庭」とあり、力の弱い者から順番に対戦し、最後に最手が勝負を決している。

相撲人は、『江家次第』に「次一番 左先出、着「葵花」取「劍衣」置「北円座」進立「桜樹下」次右出着「瓠花」次々番負方先進之」と花をつけ、劍衣を脱いで立合い、花と劍は、「勝方葵瓠等花并劍衣等称「肖物」令其於次番」あやかり物と称して、勝てば次番の相撲人に着せさせている。但し、最手は「不依前番勝負」付「花并執「劍衣」出」とあり、前番までの勝負とは別に扱われていたようである。花や劍はおそらく魔除けの呪物として用いられたのであろう。

左、右より出た相撲人は、まず「練合 拳手徐歩如常手合一両度」(『玉海』古事類苑所収)練歩と手合を行う。手合は手を取り合って練り歩くことであるが、この練歩は、『長秋記』に「最手一人練出帰入常事也」とみえ、常に行なわれていたようである。

節会の相撲には現在のような土俵がなく、従って、どちらかが足の裏以外の体の一部が地面につくかあるいは「まいった」の声をかけるまで競技がつづけられるが、『江家次第』には、あまり長引いて時間が遅れるので「良久无勝負」逐下於南方「召次番」と次番を立合せたことが記されている。相撲の手(決り手)なども追々工夫されたようである。

『新猿楽記』には、「内搦・外搦・巨繫・小頸・小脇・逆手」等の手が一人相撲に、演じられていたことが記されている。

勝敗は、最終的に勝った人数の多い方が勝となるが、全体の数としては負けであっても、最手が勝てば勝となり、勝方は、乱声や舞を行っている。相撲は本来勝敗を楽しむものではないが、左・右に分れて勝敗を争うところから、勝敗にことさら関心がよせられるようになり、相手方の最手が負けるようにと祈禱させたり(『古今著聞集』)相撲人は予め陰陽師の反問に籠るべきところ、これに従わなかったものが尽く負けたとして相撲所の官人を罰したり(『小右記』万寿四年(一〇二七)七月二十七日)したことも記されている。陰陽師は、『小右記』寛仁三年(一〇一九)七月二十日や治安三年(一〇二三)七月十八日に「内取」の日時を勸文したことがみえ、又、万寿四年(一〇二七)七月二十三日には、相撲節の念人に任せられており、『儀式』にも節会相撲の日相撲人を率いて反問を踏みながら相撲人の控え所に入ると記されていて、相撲行事に深くかわっていたようである。

三

節会の相撲には、さまざまな芸能がともなわれているが、

文献の上でこのことがはじめてあらわれるのは、『内裏式』である。これによれば、占手の相撲に先立って、まず厭舞が行なわれている。

左司先奏_二厭舞_一 訖大夫等着座 次右司奏_二厭舞_一 訖着座

厭舞は杵を採り振りながら舞うところから振杵とも書き、悪魔を調伏し、災を消す舞として舞楽の最初に行なわれる舞であり、露払い的な意味をもっている。

ついで占手の相撲があり、勝負が決まると、

占手勝則奏_二乱声_一 不_レ奏_レ舞

と乱声が奏され、最手の相撲の勝負が済むと

最手勝則奏_二乱声_一 及舞

とあって乱声と舞が行なわれている。

この乱声や舞は、おそらくもとは相撲と同じく悪霊を鎮めて追い払う呪術として、鉦や太鼓を叩き、掛け声いさましく跳躍乱舞するものであったのであろう。これが、朝廷の行事として行なわれるようになり、朝廷の行事らしく朝儀の式楽である雅楽や舞楽の演奏になったものと考えられる。

相撲の勝負の後に演奏される曲目は、勝負舞と呼ばれており、『江家次第』には、

依_レ員左勝者抜頭 右勝者納蘇利 均共奏、往年最手決

時 左員勝 右最手勝時右先奏_二納蘇利_一 左奏_二陵王_一 亦
有_二徐景_一 者奏_二他舞_一 云々

とあって、勝負舞の曲目には、左抜頭、右納蘇利が用いられていたことがわかる。

勝負舞は、勝方が舞うもので、それも総計数で勝っていても、最手が負ければ負となり他の舞曲を舞わなければならなかったようであるが、『江家次第』が書かれた時代には、勝ち方から先に舞うだけで、曲目はいずれも勝負舞とする抜頭、納蘇利であったという。

抜頭は、『教訓抄』^⑤によれば、「古老語云。唐ノ后物ネタミヲシ給テ。鬼トナレリケラル。以_二宜_一旨_二楼_一籠_レラレタリケルカ。破出給テ舞給姿ヲ模トシタ作_二此舞_一」とあり、長い髪が前に垂れた面をつけ、手に短かい桴を振り活潑に跳躍する舞であり、又納蘇利は、その由来は不明とあるが、龍の面をつけ、手に持った短棒を振りながら舞うものである。こうした武舞が勝負舞の演目として選ばれたのも、悪魔を払う呪的な力をもつ舞と思われて来たからにちがいない。

『内裏式』には、勝負舞につづいて舞がおこなわれたことが記されている。

自_レ斯之後左右互奏_レ舞

とあり、おそらく舞曲の数々が演じられたのであろうが、

『三代実録』貞観三年(八六一)六月二十八日の条に、

天皇御前殿ニ觀ニ童相撲(中略)九番相撲後、有勅令、

停 左右互奏ニ音楽種々雜技 散樂 透撞 咒擲 弄

玉等之戲 皆如ニ相撲節儀

とあり、舞樂以外に数々の芸が演じられており、これらは相撲節で行なわれているものと同じであると記されているので、節会の相撲の後にも種々雜技や散樂があったと思われる。

貞観七年(八六五)七月二十三日の条には、^⑤

天皇於ニ南殿御簾中ニ觀ニ相撲ニ左右司通奏ニ音楽ニ百戲偕作

とある。百戲とはおおげさな表現であるが、数え切れないほど多くの芸が展開されたのであろう。

『儀式』には、節会の式場に入る行列の順序が詳細に記されており、この中にも、「登木人擲倒人」「散樂人」「吹宝螺者」等の名称が見られる。『儀式』の「相撲節儀」の項には、最手相撲の後に

自後左右牙奏樂

とあるのみで、散樂その他の芸能のあったことは、特に記されていないが、おそらく行なわれていたにちがいない。

『三代実録』元慶四年(八八〇)七月二十九日には、散樂人が鴻漣の技をしたことが記されている。^⑥

御仁寿殿ニ覽ニ相撲ニ左右近衛府通奏ニ音楽ニ散樂雜伎各

尽ニ其能ニ出ニ内藏寮絹一百疋ニ賜ニ左右相撲人ニ各一疋右

近衛内藏富繼長尾米繼伎善ニ散樂ニ令ニ人大咲ニ所謂鴻漣

人近レ之矣亦各賜ニ絹一疋

鴻漣は、痴癡で、愚かしいこと、ばかばかしいことである。こうした要素が散樂技に加わっていたのは、笑うということも又、目に見えぬ悪霊を侮蔑し追い払うという呪力的能力をもつ行為と考えられて来たからにちがいない。そして節会相撲の芸能は、このような新しい内容も含めて増々多種多様なものになっていたのであろう。

『内裏式』には、七月七日と八日が「相撲式」になっており、八日の項には、「相撲之儀与「七日」同」と記されている。二日間同じ行事内容が繰返されていたようである。

しかし、散樂に滑稽解頤的な内容も加わったとみられる元慶四年頃からは、二日間の行事内容が相撲と芸能に分けられており、第一日目にあたる二十八日には

天皇御仁寿殿ニ覽ニ相撲ニ親王公卿侍ニ於座ニ内藏寮冷

然院設ニ酒饌ニ饗ニ參議己上

と相撲が中心で、前述の芸能は第二目の相撲の後に行なわ

れている。特に二日目の相撲は、「拔出」と称され、一日目の勝者ばかりが選抜されて相撲をするので、その後ひきつづいて行なわれた芸能においても、左・右が互いに技のかぎりを尽して競いあったであろう。

『舞楽要録』^⑤には、延長三年(九二八)より保元三年(一一五八)までの間に行なわれた相撲節の「召合」と「拔出」における演目が列記されている。いまその中から「拔出」に記されている演目のみを抽出してみると次のようである。

左 蘇合・散手・還城楽・太平楽・輪台青海波・陵王・

三台・雑芸・猿楽・散更禪脱・劔気

右 古鳥蘇・新鞆鞆・貴徳・狛粹・綾切・敷手・弄槍・

渤海楽・新鳥蘇・延喜楽狛犬・桔槔(乞寒)

『江家次第』によれば、

次左右乱声

振杵左右各一節
次共又一節

次左右各舞隨時大曲各一蘇合
右新鳥自余依レ時

左必舞ニ散手還城楽散更ニ至ニ大曲一者多奏ニ蘇合一

右必舞ニ帰徳狛犬吉干ニ至ニ大曲一者多奏ニ新鳥蘇一

と必須の演目が記されていて、附記に

狛犬散更之中、有ニ一足高足一輪鼓独楽咒師侏儒等

とあり、更に「裏書云」として

散更猿楽也、

吉干桔槔大舞也 舞畢已含松火而入云々

とあって、必須の演目の中でも狛犬、散更、吉干(桔槔)は、猿楽あるいは、散楽系の舞楽であったことがわかる。

『教訓抄』によれば、「散手」は、「古老伝日率河明神平ニ新羅軍一拊悦之余。向ニ新羅国一指麾而舞。時人見ニ此姿一摸レ之。(中略)或書云。此曲新造所。多奏ニ此曲一。地鎮故也」とあり、長い杵を持つ舞である。この答舞「貴徳」も又杵を持ち、この杵を立てて鎮詞「鯉口吐レ氣嘯ニ万歳政一天下大平世相世理」を詠じるとみえ、悪魔を退散させ、天下大平をもたらす呪的舞踏とされていたことがうかがえる。

「還城楽」は、「此曲者西国之人好テ蚶ヲ食トス、其蚶ヲ求メ得テ悦姿」とあり、その答舞になっている。「狛犬」は、「舞入時乍レ合ニ続松火一入。楽有ニ破急一。乱声狛犬出乱声伏。」とあり、犬を追う仕草があったようである。還城楽と共に滑稽な物真似芸の番舞となっていたと思われる。

散楽と称せられる芸内容には、さまざまなものがあり、『日本芸能史』^⑥の「散楽の芸能」には、曲伎系幻戯あるいは幻術系滑稽芸系に分類して記されている。すなわち、

曲伎、曲芸、軽業の類で、弄槍(ほことり) 縁竿(さおのぼり) 弄玉(たまとり) 弄刀(かたなとり) 擲倒(とん

ぼがえり) 一足・高足・輪鼓(たいこまわし) 独楽(こま
まわし) 神娃登繩弄玉(しんわとうじょう)(つなわたりのたまとり) 等

幻戯 奇術・手品の類で 劔刀子儼 臥劔上舞 入馬腹舞
新羅楽 入壺舞等

滑稽芸基本的には人を笑わせるような芸の類で、セリフ
芸と無言芸がある。侏儒舞曼延伎(ぬいぐるみ芸——劔氣
禪脱・狛犬) 猿楽 動物芸(猿まわし) 等である。

『江家次第』に記されている必須の演目の一つ、散更や、
吉干(桔棹)には、おそらくさまざまな系統の芸が混在し
ていたであろう。

『舞楽要録』の承平四年以後の「拔出」の最後を飾る演
目は、左の禪脱、猿楽、雑芸等に対して右の答舞は必ず桔
棹(乞寒)になっている。『教訓抄』には、桔棹を説いて、
(ここでは「吉簡」と記されている。)

相撲節、劔氣禪脱対_コ奏此曲。舞出間吹_ニ乱声_ニ走廻 王
二人陪従十人、吹_ニ楽時_ニ躍退入、猿楽等出現シテ思
々ノホヲワザラシテ入也吉簡(カネデオドリ
猿楽等ヲサウス)。

と記されており、多数の散楽人が出て各々に得意の芸を披
露したのであろう。おそらく悪魔払い儀礼としての行事の
最後にふさわしい演目であったと思われる。

四

節会の相撲が行なわれる式場には、「標」が建てられて
いた。

『内裏式』七月七日の相撲式には、

先一日 所司供_ニ張神泉苑(中略)預置_ニ可_レ立_レ標之験_ニ
又南去二丈許立_レ可_レ着左司三仗旗_ニ之杖_ニ差当_ニ標東_ニ右
司_ニ此相對

と標と旗を立てる場所が準備され、当日、

近衛將監一人將曹一人監曹分頭相對下並同 次兵衛尉
一人志一人。次衛門尉一人志一人在_ニ標前_ニ行至_ニ閤庭_ニ
北向而立。自_ニ中央_ニ令_レ進_レ模建_レ之。

と近衛府の官人等の護衛で「標」が式場に運ばれ、建てら
れたことが記されている。又『儀式』には、この「標」を
先頭に多数の役員や芸人相撲人等が列を整えて入場したこ
とが記録されている。

「標」というのは、『有職故実辞典』^⑤によれば「標ノ山」
とも称され、一般には大嘗祭に建てられるものとして知ら
れているようで、「中古大嘗祭の時に曳ぎ廻る飾物」とあ
り、尤も意匠を凝らした一例として、仁明天皇天長十年
(八三三)十一月の大嘗祭に建てられた「標ノ山」があげら

れている。この『有職故実辞典』にとりあげられている例を『続日本後紀』にみると次の称に記されている。

悠紀主基共、標其標悠紀則山上栽梧桐、両字集、其上、
 從其樹中、起五色雲、雲上懸、悠紀近江四鳳、其上、
 日像、日上有半月像、其山前有天老及麟像、其後有連
 理具竹、主基則慶山之上栽恒春樹、樹上泛五色卿雲、
 雲上有霞霞中掛、主基備中四字、且其山上有西王母
 獻益地図、及偷王母仙桃、童子鸞鳳騏驎等像、其下鶴立
 矣。

このような大嘗祭の標にくらべると、節会相撲の式場に建てられていた「標」のことはあまり知られていないようであるが、『菅家文章』の「左相撲司標所記」によってその内容をうかがうことが出来る。これは、菅原道真が元慶六年(八八二)の節会相撲に用いる左相撲司の標を製作する過程とその作品の内容を具体的に記したものである。これによれば、まず、「造標屋須與構成。始作標状、其屋自地至棟二丈五尺」約七・五メートルばかりの屋形をつくり、そこに「山高一丈二尺基山折山各六尺」約三・六メートルの山形を作る。次に日輪を「自山頂至日下其間一丈」山頂より約三メートルばかり上にかかけ「瑞雲十一片」「綵霞十四片」の雲形を山の上に浮かべ、金龍を「拳首西向尾

触山上、身挿雲中」のごとくに空にとばせる、雲上には仙人を「奉幡」て並ばせ、山には、合歡柏木、松等「雜木三十六株」を植え、「雙虎群鹿、山中奔走。人形三十三頭、仙房庵室、飛橋聳梯之類」を適当に配置する等とある。

この標は、承和十三年(八四六)の標体を基本にしたとあり、すべて木や布、糸等でつくられているが、樹木が十五、六株位しかなく、あまり見ずばらしいので、真木を補ったという前例もあるという。作り物の構図は、すべて中国の説話に画かれた絵図が基になっており、ここには尚、山裾に寢殿、曲家等を配し道士・老僧が碁を打つ場面や、牧場に馬が群れ遊ぶ場面、あるいは、宿老・道士等が、練金する場面等もつくられている。

このように記された「標」を、前述の大嘗祭の「標」と対照してみると、樹木や動物の種類といった具体的な内容は異っているが、山を作り、木を植え、日輪をかかけ、雲を浮かせ、幡をたて、靈鳥獸類を配するといった構造はまったく同じである。このことから、節会相撲の式場にも大嘗祭と同じ「標」が建てられていたことがわかる。

この標の山の機能について、折口信夫氏は『盆踊りと祭屋台と』^③の中で、

天子登板の式には、必神泉苑から標山といふものを

内裏まで率いて来た(中略)標の山とは、神の標しるしの山といふ意である。神々が高天原から地上に降って占領した根拠地なのである。

標の山には、必松なり杉なり真木なりの一本優れて高い木があつて、其が神の降臨の目標となる訳である。此を形式化したものが大嘗会に用ゐられるわけで、一先づ天つ神を標山に招き寄せてその標山のまゝを内裏の祭場まで御連れ申すのである。

すなわち、標の山は神聖なる神の依代であるとのべられている。

ところで、『本朝世紀』長保元年(九九九)五月十四日の条には、祇園御霊会に、大嘗会の標の山に似たものが曳かれていたことが記されている。

今日祇園天神会也、而自去_レ年_一崇中有_二雜芸者_一是則法師形也。世号謂_二無骨_一(中略)件法師才為_レ令_二京中之人見物_一造村(柱)擬_レ渡_二彼社頭_一而如_二云々_一者。件村(柱)作法。宛如_レ引_二大嘗会之標_一

とあり、驚いた朝廷ではただちに停止させ、無骨なる雜芸法師をとらえようとしたが、無骨はすでに逃去ってしまったという。ところが、この停止が神意に反したとみえて、「于_レ時天神大忿怒。自_二礼盤_一視師僧」あるいは「從_二

修理職内造木屋_一発_二火灾_一。内裏悉以焼亡。」といった事故があつたという。

五来重氏は、『祇園御霊会の穂木から鉾へ』^④において、無骨なる雜芸法師の曳いた標の山状の村(柱)について、

これこそ現在の「山」にあたる。今の「山台」または「山車」は、台の後方に籠を伏せて胴幕をかぶせたら山型とこれに立てた松の梢付柱をもつ。この中心構造はまさに大嘗祭の「標の山」にほかならない。

とのべられ、これらのもとは、一本の常盤木の枝を、人々が手に持って川に流しに行つたところにあると説かれている。

節会相撲に「標」を先頭に行列で式場に入るのは、まさしく神を迎える儀式であつたのであろう。しかもここに迎えられる神は、相撲や芸能によって踏み鎮められ、追い払われねばならぬ恐ろしい性格を持った神であつたと考えられる。このことから節会の相撲が儀礼的な悪魔払いの行事として行なわれたものと推察することが出来よう。

以上みて来たように、悪霊を踏み鎮める呪術に発生し、その呪力を競べ合うことから競技化した相撲は、朝廷の宗教行事にとりあげられ、儀礼として行なわれることによつ

て、一定の形式を持つようになっていた。

相撲は又式内社への奉幣の際にも行なわれていたが、それが、節会相撲の形式に準じたものであったことは、例えば、『長秋記』天永二年(一一一一)九月九日の条に、「鴨相撲也、(中略)相撲十番、方相撲延真盛次勝了、事了有_二勝負舞_一左龍王、右納蘇利、事了奉幣」の記事からもうかがうことが出来る。

現在の相撲の様式は、こうした節会相撲に召されて相撲をとり、あるいは、諸国の官幣大社の神事相撲に奉仕した相撲人たちによって、伝播されていったものと思われる。

註

- ① 拙稿「我が国における相撲の発生に関する研究」大谷大学研究年報第二十四集一四七頁～一七八頁。
- ② 『日本書紀』垂仁天皇秋七月七日条 日本古典文学大系上巻。
- ③ 山中裕氏著『平安朝の年中行事』塙書房「二、年中行事の成立」参照山中氏は、節会相撲の起源を「天武天皇十一年七月壬辰朔甲午、大隅隼人_(三)与阿多隼人相撲於朝廷、大隅隼人勝之」にとらえておられる。
- ④ 『統日本紀』新訂増補国史大系。
- ⑤ 『万葉集』巻五「吉田連宜和梅花歌」の序に「今因相撲部領使「謹付片紙」とある。日本古典文学大系二。
- ⑥ 『類聚国史』新訂増補国史大系。
- ⑦ 酒井忠正氏著『日本相撲史』「節会相撲」の項参照。
- ⑧ 『類聚三代格』新訂増補国史大系。
- ⑨ 『江家次第』新訂増補故実叢書。
- ⑩ 『宇治拾遺物語』「門部府生海賦射かへす事」日本古典文学大系。
- ⑪ 『江家次第』
- ⑫ 『今昔物語』巻二十七「近衛舍人於常陸国山中詠歌死語」日本古典文学大系二。
- ⑬ 『小右記』大日本古記録。
- ⑭ 『宇津保物語』「初秋」日本古典文学大系二。
- ⑮ 『吉記』承安四年三月十一日条左近府牒「古事類苑」所収。
- ⑯ 『長秋記』「古事類苑」所収。
- ⑰ 『内裏式』「群書類聚」所収巻頭に「節文未_レ具覽之者多_レ岐行之者滋惑」とあり「年中行事の歴史学」において山中裕氏は、令の雑令に節日を制定されて以来、さまざまな形で行なわれていた行事を、嵯峨天皇と藤原冬嗣等によって整理し、各々の行事の特徴を明確にしたものであるといわれている。
- ⑱ 和歌森太郎氏著『相撲いまむかし』和歌森太郎著作集十五巻所収。
- ⑲ 現在九月二十二日とは夜相撲といわれ夜に行なわれていた。世襲の神人によって奉仕されていた。
- ⑳ 『西宮記』改訂史籍集覧外篇。
- ㉑ 『三代実録』新訂増補国史大系。

- ②② ここでは相撲に関する記事のみをとりあげ、宴の作法に関する記事は抜いている。
- ②③ 「立合」「奏名者」(唱名者)「奏籌者」(籌刺)以外に『江家次第』には「相撲長」の名称が記されている。「相撲長」は勝負の際に相撲人の髪のみだれを治したり、相撲人の志気を鼓舞する役であったようである。
- ②④ 『長秋記』天永二年八月十七日条。
- ②⑤ 『新猿楽記』「九、六の君の夫相撲」名を「丹治筋男」といい、「蒙」最手宣旨賜「八十町免田」とあり、節会相撲に最手を務めていたようであるが、ここでは、一人相撲を演じる散楽者の一人として猿楽の場に登場している。
- ②⑥ 『古今著聞集』巻第十「勝岳重茂相撲の事」に「今年左の相撲おほく負けるを右府あざけらるるよしをききて左の方より夜のあいだに勝岳負くべき由の祈をせさせられたり」とある。
- ②⑦ 「亦昨日一番本孝一昨不籠^{行カ}」昨反問、其外負者皆不籠反問籠反問者皆勝(中略)勸当相撲所官人等無勤由」
- ②⑧ 『貞観儀式』と同一のものとみられている。
- ②⑨ 『雅楽』日本の古典芸能二巻「雅楽の作法」並びに「宮廷行事と雅楽」の項参照。
- ③⑩ 天永二年(一一一一)の成立。
- ③⑪ 『教訓抄』「統群書類聚」所収。
- ③⑫ 童相撲天覧は、この折が初見である。
- ③⑬ 『三代実録』
- ③⑭ 能勢朝次氏は『能楽源流考』において、この記事は、散楽に滑稽解頤という内容が加わったことを示すと解されている。
- ③⑮ 「群書類聚」所収。
- ③⑯ 日本芸能史研究会編『日本芸能史』1原始古代篇。
- ③⑰ 関根正直氏加藤貞次郎氏著、『有職故実辞典』稀書刊行会。
- ③⑱ 日本古典文学体系。
- ③⑲ 『哲信夫全集』第二巻古代研究(民俗学篇1)
- ④① 五来重氏著『宗教歳時記』角川選書。(本学助教授・体育学)